

平成30年度手話を広める知事の会総会

2018.4.25

手話言語法の制定に向けて
～もうひとつのことばの社会的意義～

本名信行

青山学院大学名誉教授

本日の論点

1. 手話言語法の言語学的正当性
2. 人間は生物学的特徴としてことばをもって生まれてくる
3. 手話は人間のもうひとつのことば
4. 手話の発展のために

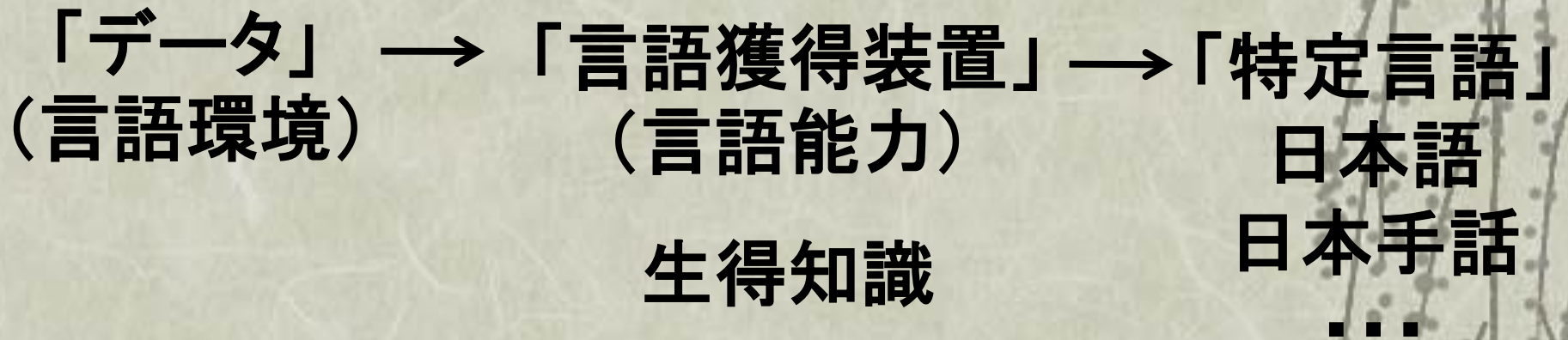
人間はことばをもって生まれる

人間は生物学的な特質として、言語をもって生まれてきます。それゆえ、人間は正常な社会化の環境が整えば、言語を獲得せざるをえないのです。失聴はこの言語獲得能力とほとんど関係ありません。聞こえの喪失は話しことばの習得を困難にしますが、そのかわりに手話の学習をうながします。手話は人間のもうひとつのことばなのです。

(本名信行・加藤三保子『手話を学ぶ人のために～もうひとつのことばの仕組みと働き』全日本ろうあ連盟、2017、p.i)

言語獲得

人間は生まれながらにして「ことば」を持っている



人間の「言語能力」

- ・人間は複雑な体系をなす言語を、短期間に簡単に発達させる。
- ・5(～8)歳くらいまでの短期間に、母語の「音韻」「語彙」「文法」の大綱を「涙なしに」獲得。
- ・言語獲得期間中に体系的、明示的、正式な言語教育を受けない。
- ・この言語獲得期間は、世界のすべての民族で共通である。
- ・子どもは生まれ育つ社会のどの言語も獲得できる。
- ・学習によって経験的、帰納的に得たものとは考えられない。
- ・失聴→音声言語の獲得は困難でも、手話言語の獲得を促す。
- ・→鳥はひなからかえって、生物学的に定められた時期にくると、自然と種特有のさえずりをする。鳥はさえずりを学習するのではなく、その発達成長の過程に計画されている。
- ・人間は「言語」を生まれながらに備えている。

言語環境の重要性

- ・「言語獲得装置」の作動には、言語環境がきわめて重要。
- ・言語獲得装置を働かせ、身の周りで使われている言語データを検索→自分の置かれている社会の特定言語を内在化させる。
- ・ろう児は手話が少しでも使われる環境に育ち、家族が子どもに手話で接することが大切。
- ・言語獲得の臨界期は誕生から5(～8)歳くらいまで。
- ・この時期を過ぎると、母語獲得は容易ではなく、不完全になる。
- ・臨界期に言語を奪われることはあってはならない。
- ・音声データは文法的に完全なものばかりではなく、しかも限られた質と量のもの。
- ・ろう児の場合も同じ。
- ・言語獲得は完全なデータのなかから言語体系を学習するのではなく、断片的なデータを刺激として、生得的な言語能力を開花させ、特定言語の獲得へと導く。

手話は人間のもうひとつのことば

- ・失聴→話しことばではなく、手話の獲得を促す。
- ・人間にとって言語が生得的であることを示す。
- ・ろう児は聞こえる子と同じような言語発達段階を経験する。
- ・聞こえる幼児は音声を使って喃語。ろう幼児は指先を使う。
- ・聞こえる子どもはお人形さんに話しかける。ろう児は手話をする。
- ・聞こえる子は何か言いながら眠る。ろう児は何か手を動かす。
- ・聞こえる子(人)は音声言語で、ろう児(者)は手話で夢を見る。
- ・手話言語と音声言語は多くの次元で共通。
- ・言語は人間にとって普遍的な特質であることの反映。
- ・言語は概念(意図や意味)を記号として表現するシステム。
- ・音声言語は概念を音声で継時的に、手話言語は動作で同時的に。
- ・手話言語は音声言語にある言語構造(音韻、統語、意味)、そして社会的心理的機能のすべてを備えている。

手話はもうひとつのことば

人間言語

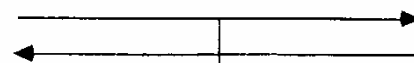
音声言語：話しことば
書きことば

手話言語：「身体」手話
「文字」手話

手話の発展のために

社会の価値観

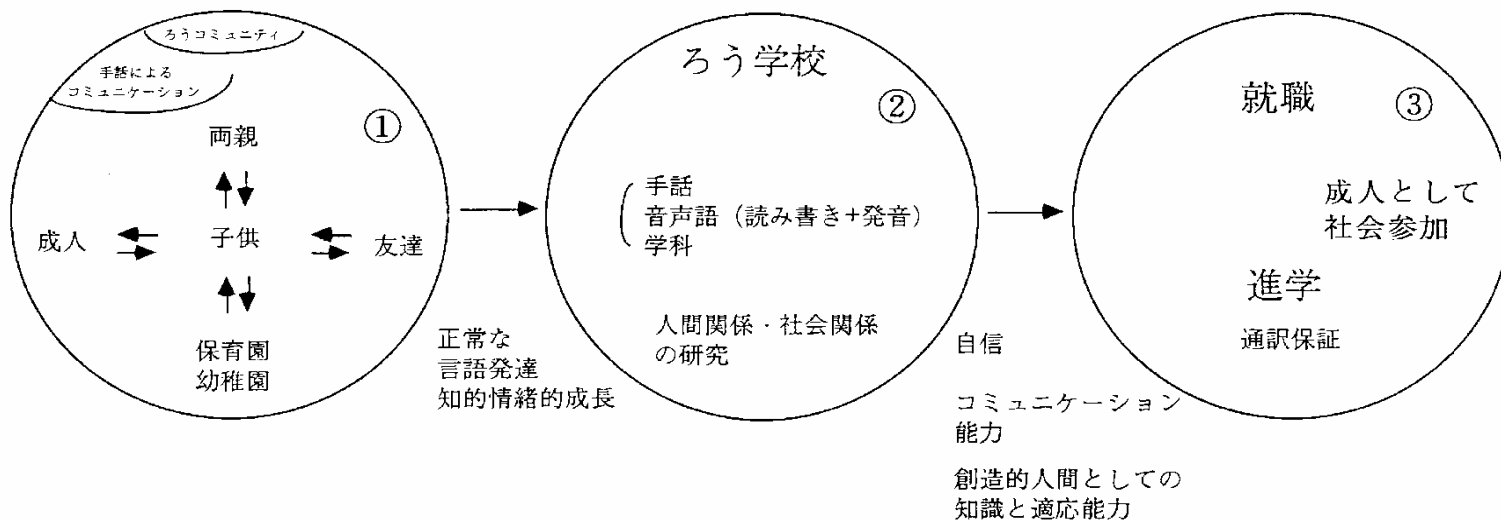
- 1 「多民族」「多文化」「多言語」社会
- 2 1981年国会が手話を国語の1つとして認定
(スウェーデン)



ろう連のろう運動

手話の地位向上

手話研究 (大学に講座設置)
教育 (通訳養成、教員・サポート要員の訓練etc)
社会的普及 (テレビの手話通訳etc)



デンマーク・スウェーデンの手話の地位
からみたらう教育の一般的パターン

本名 信行
Nobuyuki Honna

手話とろう教育

- ・手話を学科として教える
- ・国語を手話で教える(国語は第2言語)
- ・学科を手話で教える
- ・バイリンガル教育の推進
- ←手話教授法の開発
- ←手話言語学の研究

法制度の種類による手話言語の法的認知



WORLD FEDERATION OF THE DEAF

1995	ウガンダ	2005	トルコ	2010	ジンバブエ
1995	フィンランド	2005	メキシコ	2010	カタロニア(スペイン)
1995	スロバキア	2006	ニュージーランド	2010	チリ
1995	リトアニア	2006	キプロス	2011	ハンガリー
1996	南アフリカ	2006	フランドル(ベルギー)	2011	アイスランド
1996	コロンビア	2007	エストニア	2011	ポーランド
1997	ポルトガル	2007	スペイン	2011	日本
1999	ベネズエラ	2008	エクアドル	2012	ロシア
1999	ラトビア	2008	チェコ共和国	2014	デンマーク
2001	ウルグアイ	2009	スウェーデン	2015	フィンランド
2002	ブラジル	2009	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2015	セルビア
2002	スロベニア	2009	マケドニア	2015	韓国
2002	ルーマニア	2009	ハンガリー	2015	スコットランド(英国)
2002	ドイツ	2009	ノルウェー	2015	バブア・ニューギニア
2003	ワロン(ベルギー)	2010	ケニア	2016	マルタ



- 憲法による認知
- 一般言語法による認知
- 手話言語法もしくは手話言語の法律
- 手話言語その他のコミュニケーション手段の法律
- 国語審議会による認知
- 障害者法による認知

法律で明確に手話言語をろう者の言語であると認知する国連加盟国(自治政府を含む)を示す。通訳あるいはろう教育に関する法律の中で、暗にまたは部分的に認知している場合は含まない。

ここに示されているように、憲法で認知、一般言語法で他の言語と一緒に認知、手話言語に特化した法律で認知、他の意思疎通手段と一緒に認知、障害者に関する一般法律の中で認知等、手話言語の法的認知にはいろいろな種類が存在する。

ことばはアイデンティティの象徴

私がある人のことばにイエスと言うとすると、私はその人にイエスと言ったことになるでしょう。私がその人のことばにノーと言うと、私はその人にノーと言ったことになります。なぜならば、ことばは個人の自己の一部だからです。

Haualand, Hilde and Allen, Colin. (2009). *Deaf People and Human Rights*. Helsinki, Finland: World Federation of the Deaf, p.22.



Thank you very much!

